

昭和村経営支援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業等・個人事業主に給付します

受付
期間

令和2年 令和3年
8月3日(月)～1月29日(金) (消印有効)

助成
金額

①指定期間のうち、任意の1カ月の売上高が前年同月比の減少率によりいずれか
ア：20%以上30%未満減少 10万円
イ：30%以上50%未満減少 20万円

②国の持続化給付金を受給し、かつ、給付申請額の減少金額が国の給付上限額を超えている事業者(超えた部分が対象)

法人 上限100万円 個人 上限50万円

※1事業者につき、上記①(ア又はイ)又は②のどちらか1回限り。

※予算の範囲内の助成となりますので、ご注意ください。

受付期間内であっても予算を超えた場合は、終了となります。

交付対象者

次の(1)～(7)のすべての要件を満たす中小事業者

- (1) 村内に本店又は主たる事業所(支店、フランチャイズ店を除く)を置いている中小企業若しくは個人事業主又は村内に住民登録(令和2年4月1日時点)をしている個人事業主。
- (2) 令和元年12月までに創業し、申請日時点で事業を行っており、今後も継続予定であること。
- (3) 事業収入を主たる収入としていること。
- (4) 医療法人、農業法人、NPO法人等の法人についても対象とする。
- (5) 昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- (6) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (7) 村税を滞納していないこと(徴収が猶予されているものは除く。)

交付要件

指定期間(令和2年1月から令和2年12月)のいずれか1カ月の売上が前年同月と比較して20%以上減少していること。

※対象月の前年同月以降に創業した場合は、創業の翌月から連続する3カ月の平均と比較。

注意事項

- 申請日より前の指定期間内のいずれかの月で50%以上減少している場合は、国の持続化給付金を受給していない場合であっても、①の申請はできません。

申請方法

申請書類

申請様式は、昭和村ホームページ内の検索バーに「昭和村経営支援助成金」と入力の上該当ページからダウンロードするか、昭和村役場産業課又は昭和村商工会から取り寄せてください。

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、可能な限り郵送による申請をお願いします。
商工会で相談及び申請が可能ですが、**予約制**となっておりますので、お電話でご予約ください。

1 昭和村経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）	村HPから ダウンロード可
2 申請書類チェックリスト	
3 対象月の売上高・対象月の前年同月の売上高が分かる帳簿等の写し 「対象月の売上高」及び「対象月の前年同月の売上高※注1」が記載されており、申請者の氏名・押印があれば様式は任意。	
4 直近の確定申告等の写し※注2 【中小企業等】別表一、法人事業概況説明書 【個人事業主】青色申告：確定申告書第一表、所得税青色申告決算書（月別売上記載） 白色申告：確定申告書第一表、月別売上が確認できる資料 ・確定申告の義務がない場合は、「村民税の申告書類の写し」。 ・確定申告が完了していない場合は、「前々年の確定申告書類※注3」又は「村民税の申告書類の写し」。 ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押印されていること。 e-Taxを通じて申告を行っている場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」、「受付番号」の記載のあるもの。	
5 事業拠点・事業内容が分かる書類 【中小企業等】会社概要、登記事項証明書の写しなど 【個人事業主】開業届の写し、パンフレットなど	
6 申請者名義の通帳の写し 振込先の通帳を開いた1・2ページ	
7 本人確認書類（個人事業主のみ） 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し	
8 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し【②の申請のみ】 持続化給付金申請後、郵送で送られてくる給付額等が記載されているもの	

- ※注1 対象月の前年同月以降に創業した場合は、「創業の翌月から令和2年1月までの売上高の月平均」とする。
※注2 対象月の前年同月以降に創業した場合は、「創業の翌月から令和2年1月までの売上高が分かる帳簿等の写し」とする。
※注3 この場合、対象月との比較は、対象月の前々年度の同月とする。

※申請書を郵送する際、切り取って封筒にお張り下さい。

〒379-1298
昭和村大字糸井403-1
昭和村商工会

キ
リ
ト
リ
キ

申請先・お問い合わせ

昭和村商工会 昭和村大字糸井403-1

☎0278-23-2918

受付時間：平日9:00～17:00

【昭和村経営支援助成金】
申請書類在中

昭和村経営支援助成金 申請書類チェックリスト

申請者住所

氏 名

いずれかに 法人 個人事業主

提出書類のチェック欄にし、本書も併せて提出してください。

チェック	種 類
<input type="checkbox"/>	1 昭和村経営支援助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
本書	2 申請書類チェックリスト
<input type="checkbox"/>	3 対象月の売上高・対象月の前年同月の売上高が分かる帳簿等の写し 「対象月の売上高」及び「対象月の前年同月の売上高※注1」が記載されており、申請者の氏名・押印があれば様式は任意。
<input type="checkbox"/>	4 直近の確定申告等の写し※注2 【中小企業等】別表一、法人事業概況説明書 【個人事業主】青色申告：第一表、所得税青色申告決算書 白色申告：第一表 ・確定申告の義務がない場合は、「村民税の申告書類の写し」。 ・確定申告が完了していない場合は、「前々年の確定申告書類※注3」又は「村民税の申告書類の写し」。 ※少なくとも、確定申告書別表一の控えには収受日付印が押印されていること。 e-Taxを通じて申告を行っている場合は、確定申告書の上部に「電子申告の日時」、「受付番号」の記載のあるもの。
<input type="checkbox"/>	5 事業拠点・事業内容が分かる書類 【中小企業等】会社概要、登記事項証明書の写しなど 【個人事業主】開業届の写し、パンフレットなど
<input type="checkbox"/>	6 申請者名義の通帳の写し 振込先の通帳を開いた1・2ページ
<input type="checkbox"/> 個人事業主のみ	7 本人確認書類（個人事業主のみ） 運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し
<input type="checkbox"/> (2)申請時のみ	8 国の持続化給付金の「給付通知書」の写し 持続化給付金申請後、郵送で送られてくる給付額等が記載されているもの

※注1 対象月の前年同月以降に創業した場合は、「創業の翌月から令和2年1月までの売上高の月平均」とする。

※注2 対象月の前年同月以降に創業した場合は、「創業の翌月から令和2年1月までの売上高が分かる帳簿等の写し」とする。

※注3 この場合、対象月との比較は、対象月の前々年度の同月とする。